

# 健康マイレージポイントから長寿応援ポイントへの交換について

## 1 長寿応援ポイント事業とは

さいたま市に住所のある65歳以上の方がこの事業に登録している団体に健康づくりなどの活動を行った場合に、ポイント（シール）が登録団体から付与されます（1日1ポイントが上限）。

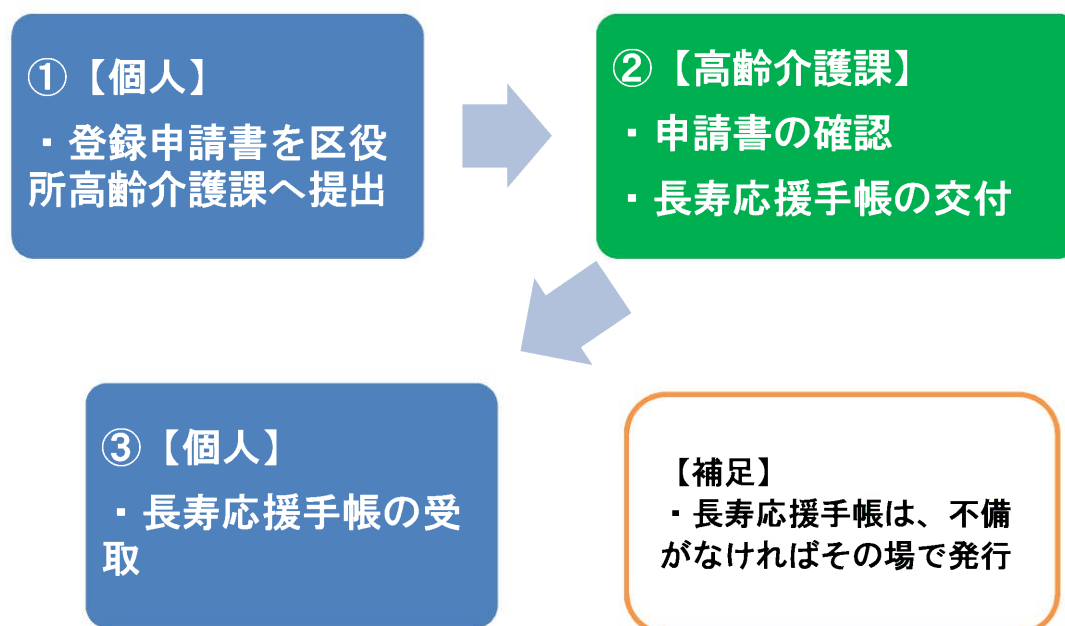
貯まったポイントは奨励金に交換できます。各年度最大250ポイント（5,000円）まで貯められます。

長寿応援ポイントを貯めるには、各年度の長寿応援手帳が必要となります。

（団体の種類）

グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ラジオ体操、囲碁、将棋、合唱など

## 2 個人登録の仕方



# 健康マイレージポイントから長寿応援ポイントへの交換について

## 3 健康マイレージポイントから長寿応援ポイントへの交換の流れ

①貯める

1日4,000歩以上歩いて健康マイレージポイントを獲得。

②応募する

健康マイレージ専用ウェブサイトで令和2年12月1日から令和2年12月25日までの期間に長寿応援ポイントに応募。

※健康マイレージ専用ウェブサイト

[https://phrcloud.blp.co.jp/KenkoMileage\\_City-Saitama/Personal/00/P0000S01.aspx](https://phrcloud.blp.co.jp/KenkoMileage_City-Saitama/Personal/00/P0000S01.aspx)

※長寿応援手帳の交付を受けていない場合は、区役所高齢介護課において申請手続きをし、令和3年3月31日までに令和2年度長寿応援手帳を受け取る必要があります。

③受け取る

健康マイレージ運営事務局から応募した長寿応援ポイントを記載した通知文を郵送。(2月中旬頃発送予定)

④交換する

③の通知文と令和2年度長寿応援手帳を持って、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に区役所高齢介護課で通知文と長寿応援ポイント(シール)との交換手続きを行う。

※③の通知文に記載された長寿応援ポイントを長寿応援手帳に貯めるのと同時に奨励金への交換を希望する場合には、区役所高齢介護課に、通知文、令和2年度長寿応援手帳、通帳を添えて申請する必要があります。申請の翌々月末に申請の口座に振り込まれます。

## 健康マイレージポイントから長寿応援ポイントへの交換について

### 4 留意事項

- ・ 通知文を他人に譲渡することはできません。
- ・ 通知文の再発行はできません。
- ・ 長寿応援ポイント事業の年間（4/1～3/31）で貯められるポイントの上限は 250 ポイントです。250 ポイントを超えて健康マイレージで交換したポイントが上乘せされることはありません。
- ・ 令和 2 年度に獲得した長寿応援ポイントの奨励金への交換期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。
- ・ 長寿応援ポイントの奨励金への交換は、25 ポイントから交換できます。25 ポイント未満では交換できません。但し、複数年度（3 年度分）を合算して 25 ポイント以上貯まれば交換可能です。

### 5 Q&A

Q 誤って長寿応援ポイントを選択した場合、健康マイレージポイントの返還はできるのか？

A 誤って選択した場合等、1 度ポイント交換したポイントにつきましては、返還することはできません。

Q 健康マイレージポイントの交換期間、方法について伺いたい。

A 令和 2 年 12 月 1 日から令和 2 年 12 月 25 日までの間、健康マイレージ専用ウェブサイトの利用により交換することができます。電話や E-mail などでのお問合せによる交換はいたしかねます。

Q 健康マイレージポイントは何ポイントから長寿応援ポイントに交換できるのか？

A 健康マイレージ 20 ポイント毎に長寿応援ポイント 1 ポイントに交換できます。